

## 県からの回答の主要点

本件ヤード整備等について、協定を速やかに締結し、  
本件ヤード整備を進めることが困難である理由

1 自然環境保全協定（以下「協定」という。）は、静岡県自然環境保全条例（以下「条例」という。）第4条に規定する「自然環境の適正な保全が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない」とする県及び事業者の責務の履行を相互に「約束」するために締結するもの。

2 協定には、取るべき「環境保全措置」等を記載した「自然環境保全計画書」を添付する。

本件のような条例に基づく環境影響評価の実施が必要な開発行為においては、取るべき「環境保全措置」は環境影響評価の中で検討・決定されたものを記載する。

取るべき「環境保全措置」については、「静岡県中央新幹線環境保全連絡会議」の専門部会において、現在もなお対話中であり、「環境保全措置」を決定するに至っていない。

よって、協定に添付する「自然環境保全計画書」を作成する状態ではない。

このため、静岡県としては、協定を締結する状態に至っていない（協定を速やかに締結するのは困難）と判断している。

3 本件ヤード整備部分について、トンネル掘削工事とは切り離して協定を締結することの可否

協定は「一つの開発行為」毎に締結する。一連の開発行為において、どの範囲を一つの開発行為とするかについては、工事着手前に整理することが必要である。これは、大規模な開発行為であっても、意図的に工区を分割し、協定締結規模以下となるようにして、協定の締結を回避するという、条例の趣旨を潜脱する行為を防ぐためである。

本件においては、添付の2018年8月24日付文書にあるように、「宿舎・事務所等工事」は、「トンネル工事の準備段階の工事」と整理した。この際、「宿舎・事務所等工事」を一つの開発行為とみなし、土地の形質の変更面積が4.9haであることを確認し、協定の締結は不要とした経緯がある。仮に、トンネル坑口工事等を「宿舎・事務所等工事」に含めるのであれば、この時点で協定締結が必要であった。

上述したとおり、工区分割の恣意的な運用により条例の趣旨を潜脱することとならないよう、あらかじめ決めた「一つの開発行為」の範囲は、新たに特段の考慮すべきことがない限り守るべきと考えている。